

第7章 主要関連法規

外国直接投資においては、一般に以下の点に係る規制に注意する必要がある。

- ① 外資に許可される事業
- ② 会社事業の対象（天然資源・製造製品・サービス等）と会社の権利関係
- ③ 工場等に係る不動産の所有・占有
- ④ 出資者・株主
- ⑤ 会社機関
- ⑥ 優遇措置
- ⑦ 雇用関係
- ⑧ 税務関係
- ⑨ 環境関係
- ⑩ 知的財産権
- ⑪ 貿易関係

以下の表は、それらに対応する規範を示したものである。なお、個別の事業に関しては対応する業法があるが、その具体的記載は省略した。

図表 7-1 項目別関係主要規範

#	項目	関係主要規範
1	外資に許可される事業	憲法、オムニバス投資法(行政命令 226 号)、外国投資法(共和国法 7042 号)
2	会社事業の対象(天然資源・製造製品・サービス等)と会社の権利関係(物権債権関係)	憲法、民法(共和国法 386 号)
3	工場等に係る不動産の所有・占有	憲法、外国人投資家による私有地長期リースに関する法律(共和国法 7652 号)、コンドミニアム法(共和国法 4726 号)
4	出資者・株主	憲法、アンチ・ダミー法(コモンウェルス法 108 号)、オムニバス投資法(行政命令 226 号)、外国投資法(共和国法 7042 号)、会社法(国会法 68 号)
5	会社機関	会社法(国会法 68 号)
6	優遇措置	オムニバス投資法(行政命令 226 号)、経済特区法(共和国法 7916 号)、基地転換開発法(共和国法 7227 号)、基地転換開発法改正法(共和国法 9400 号)、法人のための復興と税制優遇の見直し(CREATE)法(共和国法 11534 号)
7	雇用関係	労働法(大統領令 442 号)
8	税務関係	オムニバス投資法(行政命令 226 号)、外国投資法(共和国法 7042 号)、内国税法(共和国法 8424 号)、法人のための復興と税制優遇の見直し(CREATE)法(共和国法 11534 号)、日比租税条約
9	環境関係	環境保護指針(大統領令 1151 号)、環境影響調査システム(大統領令 1586 号)
10	知的財産権	知的財産法(共和国法 8293 号)

#	項目	関係主要規範
11	貿易関係	ASEAN 域内の貿易協定: ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)、ASEAN サービス貿易協定 (ATISA)、地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定 日本フィリピン間: 日・フィリピン経済連携協定 (JPEPA)

1. フィリピン共和国憲法

外資規制について 1987 年フィリピン共和国憲法第 12 章、第 16 章で定められており、主要な規定は以下のとおりである。

- (1) 全ての公有地、水面、天然資源等は国が所有する
- (2) 農地を除く全ての天然資源等は譲渡できない
- (3) 天然資源等の開発等は国の管理で行われる
- (4) 国が上記資源等の開発において提携できる法人、社団はフィリピン人所有 60% に限定される
- (5) 上記の提携は 25 年契約を限度とする（追加限度 1 回 25 年の更新可）
- (6) 大統領は法律に従い外国企業と天然資源開発につき契約を結ぶことができる
- (7) 民有地は、世襲相続の場合を除き公有地取得又は保有資格を有する個人、法人、社団以外に譲渡されてはならない
- (8) 国会は経済開発庁の推奨に基づき特定の事業活動をフィリピン国民（法人等の場合は 60% 以上フィリピン人所有）に留保する
- (9) 公益事業はフィリピン国民（法人等の場合は 60% 以上フィリピン人所有）に留保され、経営陣はフィリピン人により構成される
- (10) 国はフィリピン国民の才能を開発しプールするものであり、フィリピン国内における専門職はフィリピン人に限定される
- (11) マスメディアの経営と所有はフィリピン人に限定される

なお、フィリピンでは、共和国憲法で外資比率の上限や土地所有等への外国人の参入を制限する条項が定められていることから、2023 年当初にはフィリピン下院の憲法改正委員会において、外資規制を規定する経済条項に関する改正を行うべきとの議論もなされているが、現マルコス大統領は、改憲は優先課題ではないとして消極的な姿勢はであるとの報道がある。

2. アンチ・ダミー法

外資規制を回避するためフィリピン人に資金などを提供し形式上の株主とし、実質的には外国人が企業を支配することが考えられる。これを規制する法律がアンチ・ダミー法（コモンウェルス法 108 号）（1936 年）である。

なお、同法において、外資規制のある業種における外国人取締役の割合は、外資規制比率の割合に準ずることなどとされており、留意が必要である。

3. フィリピン共和国民法

フィリピン共和国民法（共和国法 386 号）（1949 年）は、スペイン法と米国法の影響を強く受けている。相続に関してはスペイン法の影響が強く（相続欠格・排除等）、売買などの契約法に関しては米国法の影響が強い。また、第 8 条では、法律・憲法に対する解釈に基づく裁判所の判決は、フィリピンの法律制度の一部を構成するとされ、判例の規範的効力が強調されている。外資制限との関係で特記されるべき事項として、同法は土地の所有権と構築物の所有権は別とし、構築物自体を外国人が所有することは可能としている。

4. 外国人投資家による私有地長期リースに関する法律

外国人投資に基づく産業全般に関わる利用に供される土地は、最長 75 年間のリースが認められる（共和国法 7652 号）（1993 年）。産業活用を伴わないリースの期間は、大統領令 471 号（1974 年施行）により最長 50 年である。

5. コンドミニアム法

区分所有建物（占有部分・共有部分・敷地利用権が一体の物）に関しては、対象建物の 40%までの外国人による所有が認められる（共和国法 4726 号）（1966 年）。

6. フィリピン会社法

フィリピン会社法（国会法 68 号）（1980 年）は、会社、個人事業、組合、非営利団体等の組織形態、責任、統治、経営等を規定している。

2019 年 2 月、フィリピン改正会社法（共和国法第 11232 号）に大統領が署名した。1980 年施行以来初の改正となる。本改正において、取締役の人数を 15 名以下とすること（5 名以上という規定は撤廃）、社外取締役の設置、払込資本金の最低要件撤廃、株主が 1 人の「一人会社」の認可、違反に対する罰則強化、会社の存続期間の廃止などを盛り込んだ。

7. フィリピン内国歳入法

1997 年フィリピン内国歳入同法及び関連法令は、個人所得税は非居住の外国人を除いて累進課税で最大 35%、法人所得税は最大 25%、最低法人所得税 2%、付加価値税 12%、酒税（2013 年より大幅増）、たばこ税（2013 年より大幅増）等を定めている。なお、CREATE 法による新型コロナウイルス感染症に関する税制対応として、最低法人所得税は 2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの一定期間、一時的に 1%へ引き下げられていた。

8. 日比租税条約

同条約は 1980 年両国間における二重課税を防止するために締結され、2009 年 1 月より改正税率が適用されている。概要は以下のとおりである。

- ・ 恒久的施設を通じた事業所得についてのみ、現地関係国は課税することができる。
- ・ コンサルタントなどの役務提供、又は建築、建設若しくは据付工事に係る契約に関連する監督の役務提供は、6か月を超える場合、恒久施設を有するとされる。ただし異なる政府間合意がある場合は除く。
- ・ 不動産所得に対する課税は、不動産所在国の法令による。
- ・ 船舶航空機による国際輸送の場合、関係現地国は現地源泉利得に対する通常税額の60%を課することができる。
- ・ 資本の支配関係のある会社間において独立当事者間での取引条件と異なる条件が設定されている場合、当該事実に起因する利得は関係現地国で課税される。
- ・ 配当に関する現地課税額は、支配率が10%（25%から変更）以上の場合、課税率は10%を上限とし、支配率が10%（25%から変更）に満たない場合15%を上限とする。
- ・ 利子税率は10%を上限とする（公債・債権・社債などに関する区別が撤廃）（政府保証債権等に係る例外規定有）。
- ・ 使用料に関する税率は、一般鑑賞用フィルム・テープの場合は15%を上限とし、そのほかは使用料の10%（25%から変更）を上限とする。
- ・ 自由職業そのほかの独立の性格の活動に起因する所得は、関係現地国に恒久施設を有さず、関係現地国に120日間を超え滞在しない場合、関係現地国に課税権は発生しない。
- ・ 給与所得は、1) 関係現地国での滞在が183日以下であり、2) 当該給与が関係現地国の居住者でないものにより支払われ、かつ3) 当該給与が雇用者により有される関係現地国内の恒久施設などにより負担されるものではないことを条件として、関係現地国には課税権は発生しない。
- ・ 報酬が関係現地国の法人の役員報酬である場合、関係現地国に課税権が発生する。
- ・ 俳優芸能人が行う関係現地国での活動に起因する所得は、関係現地国に課税権が発生する。
- ・ 政府職務の遂行のための当該政府の存する国の国籍を有する個人への報酬は、関係現地国で提供された役務に対するものであっても、関係現地国に課税権は発生しない。
- ・ 大学、学校、公認された教育機関で専ら教育研究を行う者であって当該期間直前において他国の居住者であった者（当該期間中もそうである者）に關係現地国における課税権は2年間発生しない。
- ・ 学問研究を行うために関係現地国に滞在する者に対する奨学金等は、課税を免除される。
- ・ 関係現地国における上記に規定のない所得は、関係現地国に課税権が発生する。
- ・ フィリピンでの法人所得税額は、日本居住者たる日本法人が25%以上を所有するフィリピン現地法人の場合、日本税制における外国税額控除手順に従う。
- ・ 日本での法人所得税額は、フィリピン居住者たるフィリピン法人が50%以上を所有する日本現地法人の場合、フィリピン税制における外国税額控除手順に従う。
- ・ フィリピンは租税上の特典を交付される者を、投資奨励法、輸出奨励法、観光事業投資奨励法、農業投資奨励法等で限定することができる。

9. ASEAN 自由貿易地域協定 (AFTA)

同協定により 1993 年から 15 年以内に ASEAN 域内自由貿易及び投資圏を設立することを加盟国は合意した。締結当時の ASEAN 加盟国はブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイであった。その後ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟した。

参加国は、ASEAN 諸国を世界市場に結合した生産基地とすることを目標とし、その実現のため、共通効果特惠関税 (Common Effective Preferential Tariff: CEPT) を設定し、域内関税障壁及び非関税障壁の撤廃を目指した。共通効果特惠関税は、特定された多数の品目 (ASEAN 域内現地品使用率 40%以上が要件) で現行の関税率が 20%を超える品目は 2003 年までに 0%~5%に引下げること、それらの量的制限も撤廃することを計画したものである。ASEAN は 2023 年 12 月現在において、中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、インド及び香港と自由貿易協定を締結している。

10. 共通効果特惠関税協定

1993 年に発効された。AFTA 実現のステップとして共通効果特惠関税を、まずセメント、肥料、パルプ等から設定した。現在は、農産加工品、自動車、電気電子製品、衣料品、水産物、木工製品等、広範囲の品目が対象リストに含まれている。除外対象品目は、国防、生命・健康保護、歴史・考古学的保護に係るものとされている。